

＜別冊＞
公費解体・撤去に関する
参考事例集

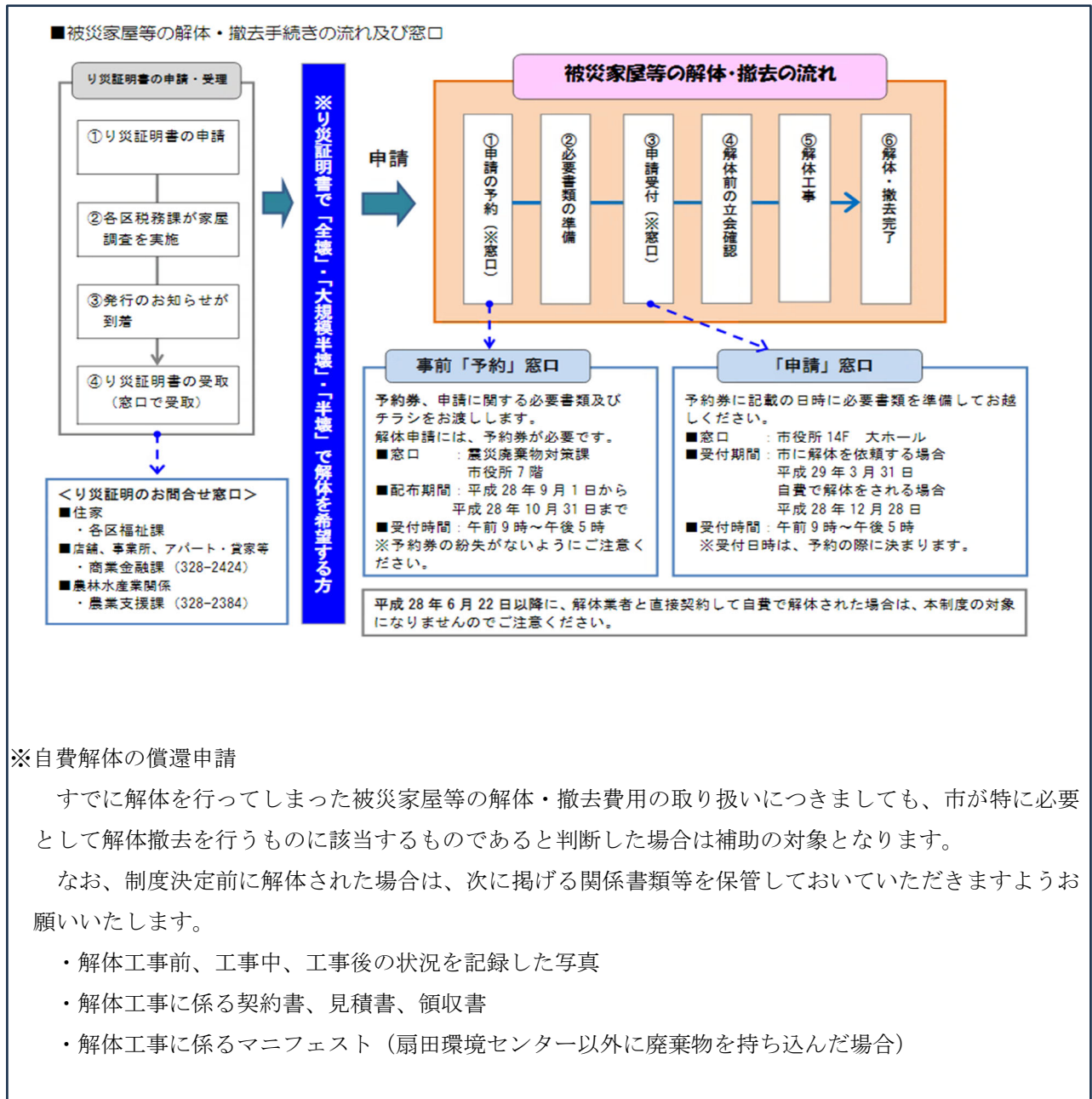
令和8年3月

環境省環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

＜別冊＞公費解体・撤去に関する参考事例集

＜事例①＞平成 28 年熊本地震における熊本市の損壊家屋等の解体・撤去申請受付の流れ	3
＜事例②＞平成 28 年熊本地震における益城町の申請～解体～費用の支払い事例	4
＜事例③＞令和 6 年能登半島地震における石川県の被災家屋の修繕・利活用.....	5
＜事例④＞石川県における令和 6 年能登半島地震、令和 6 年奥能登豪雨で被災した世帯に対する住まい 再建に向けた支援制度および事業.....	6
＜事例⑤＞平成 28 年熊本地震における熊本市の申請受付体制	8
＜事例⑥＞平成 28 年熊本地震における熊本市の被災家屋等の解体に関する総合相談窓口の設置	8
＜事例⑦＞所有権関係の整理に係る関係団体の支援	9
＜事例⑧＞令和 6 年能登半島地震における珠洲市によるホームページを通じた住民向け広報.....	10
＜事例⑨＞平成 28 年熊本地震における熊本市の公費解体の優先順位	11
＜事例⑩＞平成 28 年熊本地震における益城町の公費解体の優先順位	11
＜事例⑪＞静岡市の応援職員のための宿泊施設の確保.....	12
＜事例⑫＞令和 6 年能登半島地震における石川県の進捗管理、情報共有の方法	13
＜事例⑬＞令和 6 年能登半島地震の石川珠洲市等の進捗管理事例.....	14
＜事例⑭＞令和 6 年能登半島地震における輪島市及び志賀町の電気・通信等解約・撤去の周知	15
＜事例⑮＞令和 6 年能登半島地震における石川県及び珠洲市の残置物撤去の周知.....	16
＜事例⑯＞令和 6 年能登半島地震における家財搬出・運搬・保管サービス事例	17
＜事例⑰＞東日本大震災の仙台市における共有者等の解体の意向確認.....	17

<事例①>平成 28 年熊本地震における熊本市の損壊家屋等の解体・撤去申請受付の流れ



※自費解体の償還申請

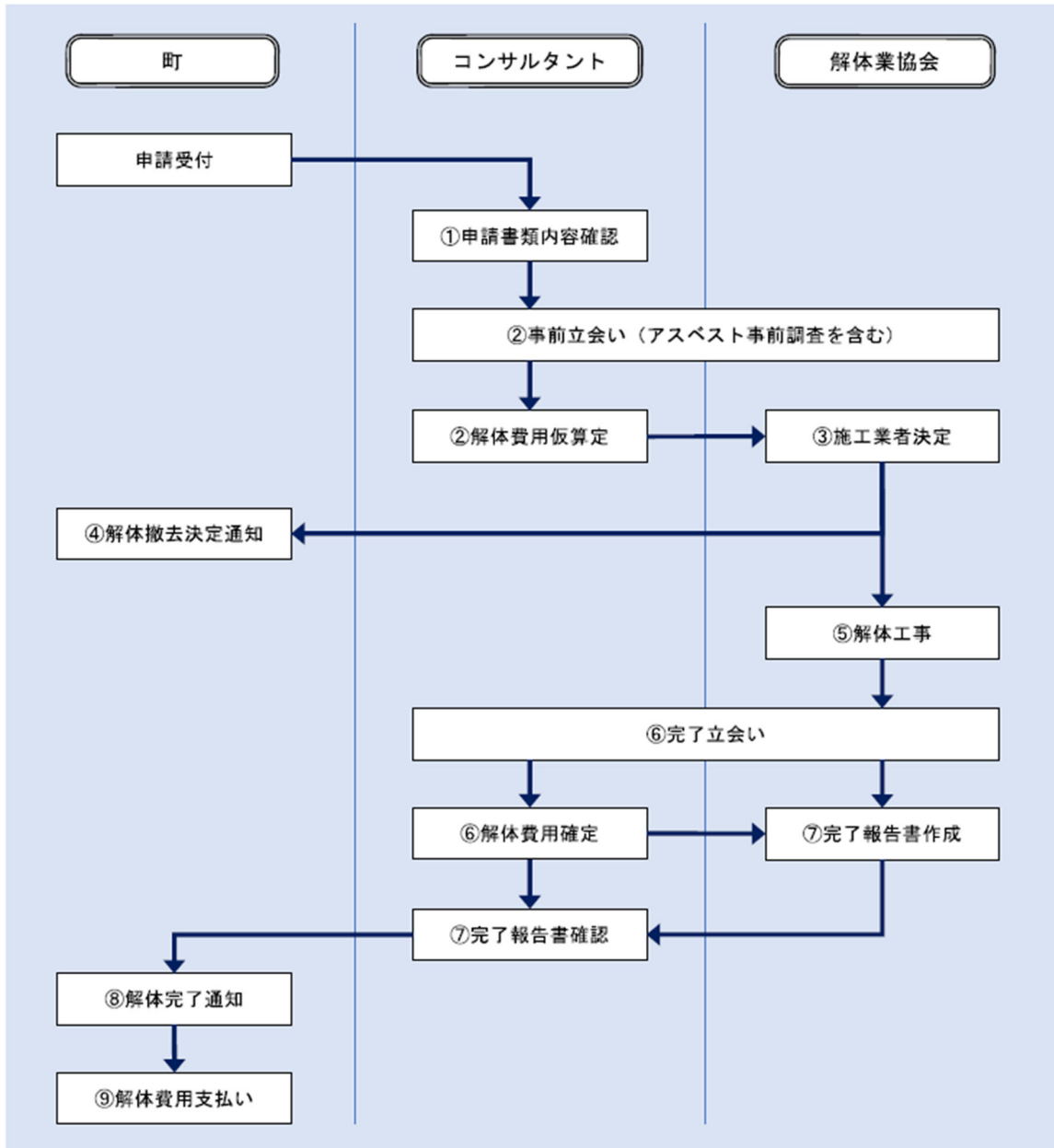
すでに解体を行ってしまった被災家屋等の解体・撤去費用の取り扱いにつきましても、市が特に必要として解体撤去を行うものに該当するものと判断した場合は補助の対象となります。

なお、制度決定前に解体された場合は、次に掲げる関係書類等を保管しておいていただきますようお願いいたします。

- ・解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
- ・解体工事に係る契約書、見積書、領収書
- ・解体工事に係るマニフェスト（扇田環境センター以外に廃棄物を持ち込んだ場合）

出典：「熊本地震で被災した家屋等の解体・撤去申請」（熊本市ホームページ）「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き－災害発生時の廃棄物関連事務を徹底解説－」（平成 29 年 3 月、環境省東北地方環境事務所）

<事例②>平成 28 年熊本地震における益城町の申請～解体～費用の支払い事例

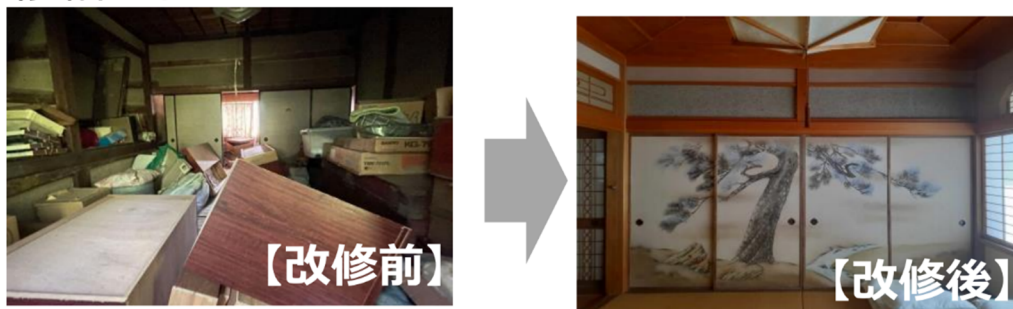


出典：「平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録」（平成 30 年 3 月、益城町）

<事例③> 令和6年能登半島地震における石川県の被災家屋の修繕・利活用

石川県では、被災した家屋の修繕や利活用を推進するため、一般社団法人全国古民家再生協会が実施する個別相談窓口の設置に対して支援した。相談窓口では被災家屋の修繕・利活用に関する様々な相談を受けるほか、相談者からの要望に応じて現地調査を実施し、調査結果を踏まえて、修繕方法や修繕費用の相場の提示、修繕・改装業者の紹介、民泊施設や飲食店舗、賃貸住宅といった活用方法の提案や活用事業者の紹介等を実施した。

修繕のイメージ



- 被害区分 中規模半壊 ■ 修繕費 300万
- 被災者生活再建支援金等を活用し、自宅を修繕

出典：「石川県知事記者会見資料（令和7年1月23日）」（石川県ホームページ）

（参考）被災古民家の保存・活用に向けた相談窓口



<相談例>

住宅が半壊の認定を受け、金沢のみなし仮設に住んでいるが、できることなら修繕して輪島に住み続けたい

県外に住んでいるが、住んでいない家屋を賃貸に活用できるか見てほしい

所有者への積極的な声かけ

建築士などが外観等の現地調査を行っており、所有者にお声かけすることがあります



相談窓口（月・木・金・土・日）

窓口（金沢）全国古民家再生協会石川第一支部
（七尾）七尾商工会議所 4階

電話相談（金沢）☎ 076-234-3061
（七尾）☎ 080-8995-0342

メール相談 kominka.ishikawa@gmail.com

LINE相談



+ 拡大相談窓口（1/14～、週1～2日程度）

（輪島）輪島市役所 2階ロビー
（珠洲）珠洲市産業センター 1階窓口ブース
（能登）能登町役場 1階ロビー
（志賀）志賀町役場、富来活性化センター
（空港）石川県奥能登総合事務所 4階

相談日



<自費解体のケースの相談例>

よい材木を使っていたので、できれば再利用して欲しい
住んでいた家のものを何か残したい

相談窓口では、自費解体にあたっての古材等（床板、壁板、天井板、瓦、柱、梁等）の活用についても、相談を受け付けています。

古材とは 古民家で使われていた木材の中でも状態が良く、まだ使えるものとして回収されたものを「古材（こざい）」と呼び、希少価値のある銘木（めいぼく）や、現在では入手が難しい貴重な木材も多く存在します。



資源循環推進課
076-225-147

能登復興建築人会議や全国古民家再生協会
からなる民間コンソーシアムが実施

創造的復興推進課
076(225)1984

出典：石川県知事記者会見（令和7年1月31日）

<事例④>石川県における令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨で被災した世帯に対する住まい
 再建に向けた支援制度および事業

支援制度 支援事業	制度、事業概要	支援対象
被災者生活 再建支援金	自然災害によって住宅が全壊するなど生活基盤に大きな被害を受けた世帯に対して、生活の再建を支援するために支給される制度	能登半島地震や奥能登豪雨によって住家が「半壊」以上の被害を受けた世帯 (半壊世帯への支援は県独自) (一部市町では、基礎支援金の上乗せや準半壊・一部損壊世帯への補助を実施)
地域福祉推 進支援臨時 特例給付金	能登半島地震により能登地域6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)で居住していた住宅が半壊以上の被害を受けた高齢者のいる世帯等に対して、当該地域での住宅再建等を支援するため給付金を支給する制度	対象の市町において、住宅に半壊以上の被害を受けた、または長期避難、敷地被害解体の認定を受けた次の①～⑧のいずれかの要件を満たす世帯 ①65歳以上の高齢者のいる世帯 ②障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯、又は障害福祉サービスを利用している者がいる世帯 ③児童扶養手当受給世帯 ④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ⑤能登半島地震の影響を受けて離職・廃業した人がいる世帯 ⑥一定のローン残高がある世帯 ⑦住宅再建に係る資金の借入れが受けられない世帯 ⑧家計急変世帯
自宅再建利 子助成事業 給付金	能登半島地震により自ら居住していた住宅が一定の被害を受けた方等に対して、県内で住宅を新築・購入・補修する際に金融機関等から融資を受けた場合、その借入額にかかる利子の支払額の全部または一部を助成する制度	能登半島地震で、県内の市町で被災し県内で住宅を再建した、次の①から③の全ての項目に該当する世帯 ①次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する ア)住家が「半壊」以上の被害を受けた世帯 イ)被災者生活再建支援法に基づき、住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯 ウ)被災者生活再建支援法に基づき、長期避難世帯として認定されている方 エ)応急仮設住宅等(建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅目的外使用)から供与期間内に退去した世帯 ②住宅を再建し、その住宅に入居する日の属する年の前年の収入(所得)額が、次の収入(所得)要件を満たす世帯の方 ・世帯全員の収入が給与収入のみの場合:世帯全員の収入の合計額が600万円以内 ・世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合:世帯全員の所得の合計額が440万円以内 ③被災された本人又は本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けている
二重ローン の負担軽減	能登半島地震により自ら居住していた住宅が被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方に対して、新たに住宅ローンを組んで住宅を再建する場合に、その負担を軽減することを目的として利子相当額を補助する制度	次の①～④のすべてに該当する世帯 ①県内の自ら居住していた住宅が能登半島地震により被災し、発災(令和6年1月1日)以前からその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している者 ②県内に自ら居住する住宅の再建のために300万円以上の新たな住宅ローンを契約した者 ③新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点で①の被災住宅に係る既存の住宅ローンが500万円以上ある者 ④新たな住宅ローンを契約した日の属する前年(前年の所得証明書の取得が困難な場合は前々年)の課税所得金額が805万円以下の者(同一世帯に該当するものがある場合を除く。)
民間賃貸住 宅入居助 成、公営住 宅入居助 成、転居費 用助成	県内で恒久的な住まいに転居する被災世帯に対して、民間賃貸住宅や公営住宅への入居初期費用、引越費用を助成する制度	次の①～③のいずれかを満たし、恒久的な住まいとして県内の民間賃貸住宅・公営住宅・災害公営住宅に入居する世帯、または恒久的な住まいへ転居する世帯、賃貸型応急住宅から建設型応急住宅へ転居する世帯 ①半壊以上の被災をした世帯 ②敷地被害解体、長期避難世帯 ③応急仮設住宅等から供与期間内に退去した世帯
能登創生住 まい支援金	被災地において住宅の新築・購入や修繕を行う世帯に対して、発生した工事費の一部を支援する制度	次の①～③のすべてを満たす世帯 ①り災証明書で「半壊」以上の判定を受けた世帯 ②発災前の居住市町が対象市町(内灘以北の能登12市町)の世帯 ③発災前の居住市町で住まいを再建する世帯
住宅の応急 修理制度	災害救助法が適用された際に「準半壊」以上の被害を受けた世帯に対して、自治体が日常生活に必要な最小限度の部分(屋根や壁、台所・トイレ等)の応急修理を業者に依頼し、その費用を直接支払う制度	対象市町で被害を受けた住宅が罹災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の判定を受けた世帯 (「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は対象、納屋や車庫、空き家は対象外)

耐震改修補助制度	地震で耐震性が低下した住宅に対して、耐震改修（傾斜修復を含む）の補助金を給付する制度	次の①～③のいずれかを満たす 住宅 ①耐震診断・耐震改修補助共に、昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事が着手された住宅 ②令和 6 年（2024 年）能登半島地震により被災した住宅 ③その他、各市町が要綱で定める要件を満たす
被災宅地復旧支援事業	能登半島地震で被災した宅地で住まいを再建する方に対して、宅地の復旧工事にかかる費用の一部を支援する制度	次の①、②のいずれかを満たす 者 ①発災時に居住していた宅地で、住まいを再建する方 ②能登創生住まい支援金による住まい再建を実施する能登 12 市町で全壊・半壊解体世帯が、発災時に居住する市町内において購入等する宅地で、住まいを再建する方
石川県産材を使用した住宅等に対する助成制度	県産材を使用した住宅に対して、新築・増改築の補助金を給付する制度（能登半島地震、奥能登豪雨による被害の場合は増額）	対象の申請条件を満たす石川県内に建築した、県産材を 5 立方メートル以上使用した 住宅 （能登半島地震、奥能登豪雨による被害の場合は 3 立方メートル以上使用した住宅）

出典：「住まいの再建に向けた支援」¹をもとに作成（石川県ホームページ）

¹ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/seikatusaikensien/sumaisaiken.html>

<事例⑤>平成 28 年熊本地震における熊本市の申請受付体制

熊本市では、申請書窓口の混雑緩和を目的として、申請のための「予約券」を配布した。予約券は、市役所本庁舎や各区役所等、計 7 か所で配布を行い、遠方での避難者も予約券を取得できるようにした。また、予約券の配布時には、申請書類をその場で配布し、申請受付前に申請書類を準備できるようにした。

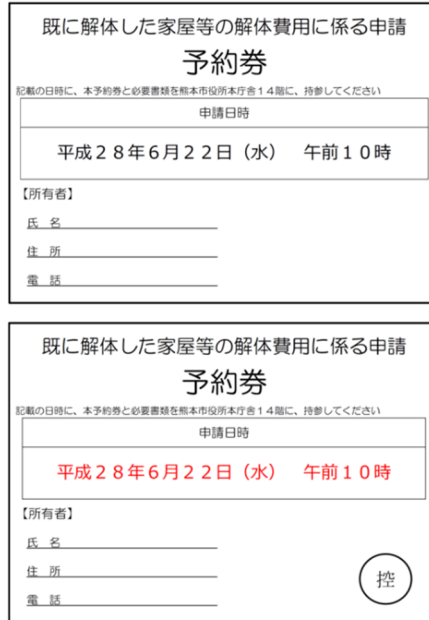


図 5-1-7 予約券

出典：「平成 28 年（2016 年）熊本地震における災害廃棄物処理の記録」（令和 2 年 3 月、熊本市）

<事例⑥>平成 28 年熊本地震における熊本市の被災家屋等の解体に関する総合相談窓口の設置

熊本市では、被災者の利便性を考慮し、罹災証明書発行窓口や家屋解体相談窓口、応急修理相談・受付等の各種相談を受け付ける総合相談窓口を設置した。

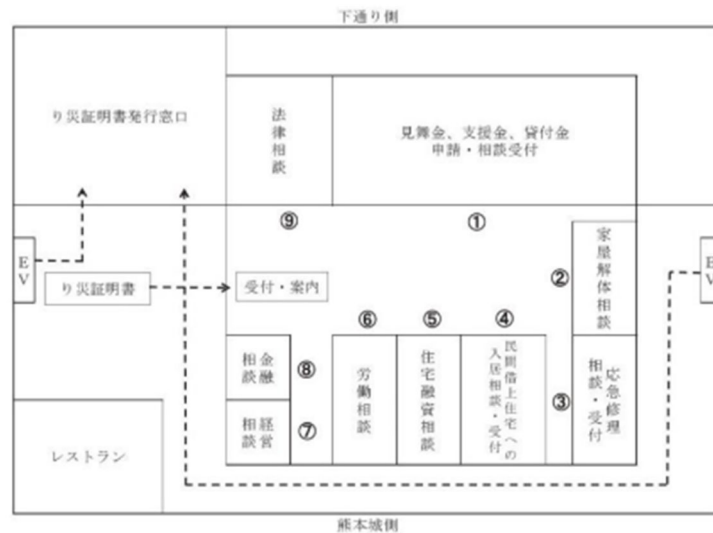


図 5-1-4 本庁舎 14 階総合相談窓口レイアウト（平成 28 年 5 月 17 日時点）

出典：「平成 28 年（2016 年）熊本地震における災害廃棄物処理の記録」（令和 2 年 3 月、熊本市）

<事例⑦> 所有権関係の整理に係る関係団体の支援

令和6年能登半島地震では、公費解体の申請における相続、同意取得等に関する相談窓口や、市町村職員向けの、「所有者不明建物管理制度」の活用等に係る相談窓口等が設置された。

(別紙)

公費解体の申請における相続や同意取得等に関する相談窓口

公費解体の申請における相続関係や、被災家屋が共有物である場合などの同意取得等に関しては、下記の相談窓口へ、事前に御相談が可能です。

日中（平日のみ）

【石川県司法書士会】

へるふねっといしかわダイヤル（司法書士電話相談）

TEL 076-292-8133

受付時間 平日 午前10時から午後4時まで

水曜面接相談（石川県司法書士会館での対面・Zoomでの無料相談）

要予約：076-291-7070 または石川県司法書士会 HP まで

夜間（土曜・日曜・祝日も含む）

【日本司法書士会連合会】

フリーダイヤル 0120-315199

受付時間 午後5時から午後8時まで

実施期間 6月30日（日）まで（土曜・日曜・祝日を含む）

※終了日は変更する可能性があります。

出典：「公費解体の申請における相続、同意取得等に関する相談窓口について（周知）」
（令和6年3月25日付け事務連絡）

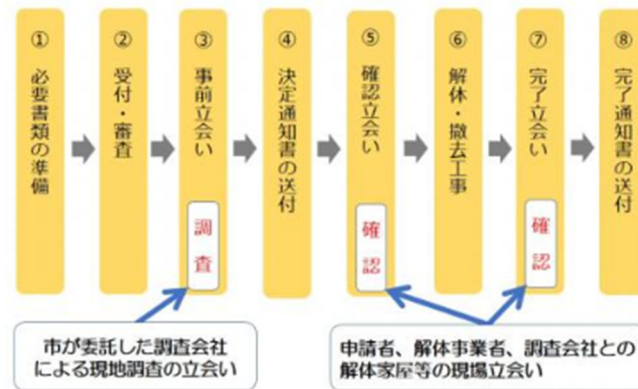
<事例⑧>令和6年能登半島地震における珠洲市によるホームページを通じた住民向け広報

珠洲市では、ホームページを通じて公費解体制度の概要や受付対象、必要書類等を住民に対して周知した。さらに、公費解体に関する説明会を実施し、説明会資料も合わせてホームページ上で公開した。

公費解体とは

被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去を行うものです。

公費解体 受付～解体までの流れ



[説明会配布資料 \[PDFファイル/864KB\]](#)

申請受付対象

令和6年能登半島地震または令和6年奥能登豪雨による被災家屋等の被害程度が半壊以上の方

公費解体を希望するすべての方の申請を受付しています。

必要書類

令和6年能登半島地震または令和6年奥能登豪雨の公費解体申請者

必要書類は、申請書類チェックリストを確認してください。必要書類が多いので、チェックリストで書類がすべてそろっているか確認してください。

[様式類のダウンロードはこちら](#)

出典：公費解体の申請受付（珠洲市ホームページ）

＜事例⑨＞平成 28 年熊本地震における熊本市の公費解体の優先順位

熊本市では、原則受付順とし、下記（ア）、（イ）に該当する場合は、受付順に関わらず緊急的に解体・撤去を行った。

（ア）既に倒壊し道路や隣家に被害を及ぼしているもの

（イ）今後、余震や大雨等の影響により、さらに倒壊の危険性が増し、多大な被害を及ぼすおそれがあるもの

出典：「平成 28 年（2016 年）熊本地震における災害廃棄物処理の記録」（令和 2 年 3 月、熊本市）

＜事例⑩＞平成 28 年熊本地震における益城町の公費解体の優先順位

益城町では、下記（ア）、（イ）に該当する場合、優先的に解体を行った

（ア）幹線道路沿いに所在する家屋等

（イ）隣地等に二次被害が生じる可能性が高い家屋等（危険家屋等）

危険家屋等か否かについては、まずは行政区嘱託員（区長）等から情報を収集した。その後は、所有者や周辺住民等からの通報を受けて、適宜町職員が現地調査を行って優先度を判定した。

出典：「平成 28 年熊本地震 益城町震災記録誌」（令和 2 年 4 月、益城町）

＜事例⑪＞静岡市の応援職員のための宿泊施設の確保

静岡市では、他の地方公共団体や防災関係機関等から応援職員が派遣される際の宿泊施設を確保している。さらに、必要に応じて市内の民間施設を借り上げることも、地域防災計画に明記している。

その他業務支援

No.	施設名	所在地	備考
1	中央図書館	葵区大岩本町29-1	応援職員宿泊施設
2	南部図書館	駿河区南八幡町3-1	
3	ラベック静岡	葵区本通七丁目11-9	
4	井川高齢者生活福祉センター	葵区井川1133-2	
5	清水ナショナルトレーニングセンター	清水区山切1487-1	
6	駿府城跡観光バス駐車場	葵区追手町4-16	応援職員駐車場(20台程度)

静岡市役所庁舎内の支援受入スペース

No.	施設名	所在地	備考
1	茶木魚(食堂)	新館3階	応援職員執務スペース
2	静岡市民ギャラリー	本館1階	
3	第2委員会室	本館3階 ※本館3階の使用優先順位は、表の順序のとおり	
4	第1委員会室		
5	議会特別会議室		
6	第1応接室		
7	第2応接室	応援職員等執務スペース ※臨時議会等の開催時には原状回復し、議会対応を優先的に行う。	
8	第3委員会室		
9	議場		

出典：静岡市地域防災計画 資料編4（防災施設・資機材）抜粋（静岡市ホームページ）

＜事例⑫＞令和6年能登半島地震における石川県の進捗管理、情報共有の方法

石川県では、県全体工程管理会議や市町工程管理会議などを通じた「縦横連携」※の推進により、各工程・工程間でのボトルネックの把握・改善を行い、進捗管理を行った。また、チェックリストを活用し、事業全体の進捗や取組事例などの情報共有を推進した。毎週の県工程管理会議には労働災害を防止するため「石川労働局」が参加し、労働災害防止（アスベスト対策、粉じん対策、熱中症対策など）のアドバイス・注意喚起や解体事業者等と連携した立入の実施などを行ったほか、警察による暴力団排除、不法就労防止、交通事故防止、廃棄物の落下防止措置の啓発を行った。

※縦連携：申請審査・解体・仮置場・処理施設の各工程・工程間のボトルネックの把握・改善

横連携：各市町における優良事例の共有と他市町への水平展開

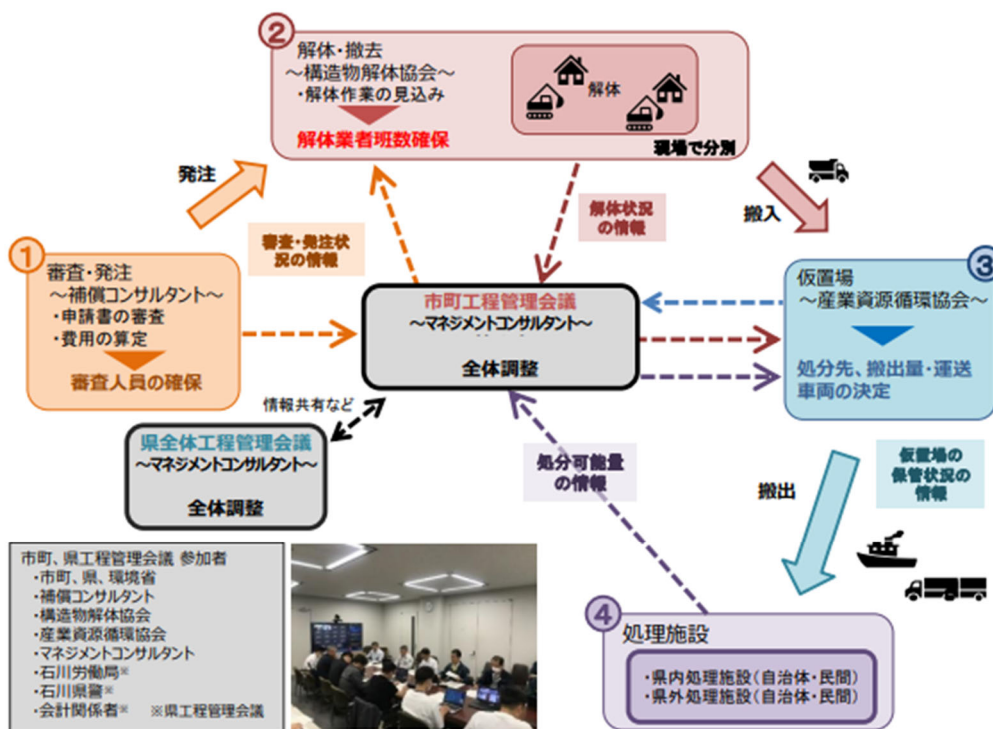
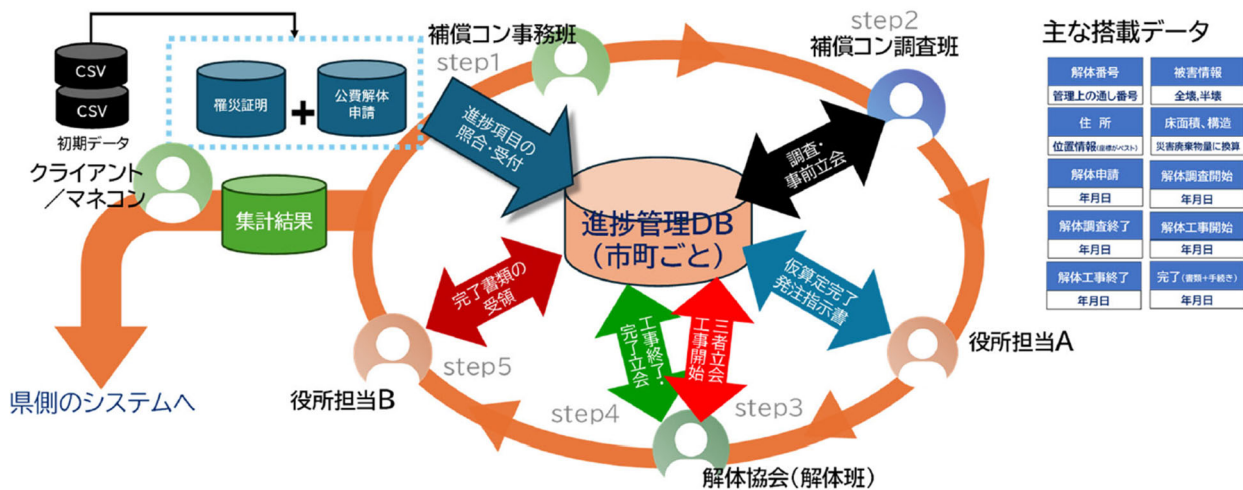


図 5-5 工程管理会議を通じた事業全体の進捗管理・情報共有

出典：令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画 公費解体加速化プラン
～ 公費解体見込棟数等の見直し～（石川県ホームページ）

<事例⑬>令和6年能登半島地震の石川珠洲市等の進捗管理事例

令和6年能登半島地震の発災当初はホワイトボードに進捗状況を記載し、住宅地図へ書き込んで解体順序の検討を行っていたが、アナログ式では関係者への情報共有が非効率であり、効率的な解体工事の戦略作りが必要だったため、進捗管理システムが導入された。進捗管理システムとは、解体に携わる各担当チームが、所轄事項予定と対応完了をスケジュール登録していくことで、面的解体や各班の進捗状況をリアルタイムに見える化したものである。クローズドサイトの地図上に申請者情報、申請建物の位置、各申請の進捗状況を示すことで、解体計画の立案を効率化するとともに、滞留箇所（ボトルネック）の早期発見や、各工程における計画に対する必要作業（投入数）の把握等に貢献した。



出典：「令和5年度非常災害により生じる災害廃棄物の適正かつ迅速な処理対策等検討補助業務報告書」

<事例⑭> 令和6年能登半島地震における輪島市及び志賀町の電気・通信等解約・撤去の周知
申請者に対して、電気・通信等解約及び引込線等の設備撤去に関する周知を行った。

7. 決定通知後に手続き等を行うこと
公費解体の申請を行い、「被災家屋等の解体・撤去決定通知書」を受けた場合は、解体・撤去の実施前までに、次に掲げる諸手続等を完了させてください。**(ただし、被災家屋等の倒壊その他やむを得ない事情がある場合又は、危険を伴う場合を除く。)**

市からの「被災家屋等の解体・撤去決定通知書」を受けた場合は、原則として公費解体の実施前までに、次に掲げる諸手続等を完了させること。

<input type="checkbox"/>	電気受電休止・解約手続等（メーター・引込線などの設備撤去を含む。）
<input type="checkbox"/>	ガス休止・解約手続等（ボンベ・メーターなどの設備撤去を含む。）
<input type="checkbox"/>	水道一時閉栓手続等
<input type="checkbox"/>	電話、インターネット回線等の休止・解約手続等（引込線などの設備撤去を含む。）
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ、有線放送等の休止・解約手続等（引込線などの設備撤去を含む。）
<input type="checkbox"/>	家財道具等（家電製品等を含む。）の残置物の撤出
<input type="checkbox"/>	事業所等内の設備機器等の全撤出
<input type="checkbox"/>	特別管理産業廃棄物等（処理困難物）の全撤出
<input type="checkbox"/>	その他被災家屋等の解体撤去等に支障となる事項の除去等
<input type="checkbox"/>	輪島市と契約している浄化槽が解体・撤去の対象となる方は、上下水道局（☎0768-22-2220）まで解約手続き等を連絡 （個人設置型の浄化槽については、輪島市が廃止届を保健所へ届け出ます） ※浄化槽は原則、解体工事に伴い市が解体・撤去等を必要と判断したものが対象

出典：令和6年能登半島地震に伴う被災家屋等の解体・撤去等のお知らせ（輪島市ホームページ）

石川県では、電力会社、電気通信会社等と調整し、解約・撤去等に関する公費解体専用窓口（コールセンター）の設置を促したほか、電力線や通信回線の取り外し体制の強化を行った。また、被災市町村毎にチラシを作成し、申請時や事前立会時に配布を行った。

【電気・電話・通信事業者からのお願い】

家屋解体工事と連動した引込線撤去工事について

■引込区間イメージ

最寄りの電柱から家屋外壁保安設備までの**引込区間の撤去が必要**です。

<公費解体工事をお申込みのお客様へ>
引込線撤去工事が終わっていないと**公費解体工事が実施できません**。引込線を残したまま家屋解体を行った場合、途中切断で垂れ下がり**第三者への思わぬ事故が発生する恐れ**がございます。

<解体工事日までに引込線を確実に撤去するためのご協力のお願い>

【電気】
引込線とメーターが未撤去のお客さまは各連絡先へ設備撤去のお申込みをお願いいたします。

■電気使用中のお客さま
・北陸電力(株)とご契約中のお客さま(Web申込または専用ダイヤル)
フリーダイヤル：【0120-000000】(受付時間:平日 9:00~17:00)
・北陸電力(株)以外のお客さまはご契約の各小売電気事業者様へご連絡下さい。

■電気を使用しておらず、引込線が未撤去のお客さま
・北陸電力送配電(株)
フリーダイヤル：【0120-000000】(受付時間:平日 9:00~17:00)

【電話・通信】
各通信事業者の提供サービスをご利用中または過去にご利用されており、引込区間が未撤去のお客さまは大変お手数ですが、各連絡先窓口までご連絡いただけますようよろしくお願い申し上げます。
また、ご連絡の際「公費解体に伴う引込線撤去希望」と申し付け頂くと手続きのご案内がスムーズとなります。

<NTT西日本連絡先>(受付時間 平日・土日祝 9:00~17:00)
加入電話から 【116】 携帯電話から 【0800-0000-0000】

※光コラボレーション事業者さまのサービスをご利用中のお客さまは、ご契約先の事業者さまへのご連絡をお願いします。
連絡先についてはNTT西日本公式HPでも確認いただけます。(https://letpwww.com/collabor/ist/index.php)

<CATV事業者連絡先>(受付時間 平日・土日祝 9:00~18:00)
●●ケーブル株式会社【0120-000-000】

出典：家屋解体工事と連動した引込線撤去工事について（志賀町ホームページ）

<事例⑮> 令和6年能登半島地震における石川県及び珠洲市の残置物撤去の周知

珠洲市では、石川県からの周知要請を踏まえ、ホームページで残置物の撤去に関する周知を行った。

事務連絡
令和6年5月17日

市町公費解体担当課 様

石川県生活環境部資源循環推進課

公費解体される家屋からの家財等の取り出しについて（再周知）

日頃より災害廃棄物処理にご尽力いただきありがとうございます。

さて、標記の件について、令和6年4月22日付け事務連絡にて通知いたしました。市町によって公費解体における家財等の撤去に係る扱いが異なっている状況がありますので、改めてお知らせいたします。

今後、公費解体が本格化していく中で、建物の倒壊等の危険のない範囲で、ボランティアと連携していただくなどにより、環境省の指針¹⁾に従い、できるだけ家財等を取り出ししておくことが、迅速な解体につながります。また、家財の取り出しは公費解体の申請後でも可能です。

なお、環境省のマニュアル²⁾ 質疑応答集問20に記載されている「不要なものとして処分せざるを得ないもの」には、建物の倒壊のおそれがあるなどやむを得ない事情により家屋に入らず処分せざるを得ない場合が含まれます。

貴市町におかれては、本事務連絡の趣旨をホームページに掲載いただくとともに、市町ボランティアセンターや住民に対する周知についてご協力をお願いします。

- 1)：災害廃棄物対策指針（改訂版）（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）
撤去（必要に応じて解体）する損壊家屋等の中に家具・家財道具、貴重品、思い出の品等がある場合は、所有者確認を行った上で、原則として撤去（必要に応じて解体）前に所有者に回収してもらう。
- 2)：公費解体・撤去マニュアル第4版（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）
質疑応答集
問20 家屋内に残置された家財・家電などの撤去は対象となるか。
○家屋内に残置された家財・家電等のうち、貴重品や思い出の品など必要なものは、解体工事前に被災者により持ち出す必要がある。
○災害により損傷するなどし、不要なものとして処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし、家屋の解体と併せて撤去する場合は、補助対象となる。

出典：「公費解体される家屋からの家財等の取り出しについて（再周知）」（石川県ホームページ）

残置物撤去のお願い

公費解体に係る残置物の撤去について【お願い】

公費解体の申請が受理されましたら、工事が始まる前までに建物内の残置物の撤去をお願いします。
残置物を取り出せる状況にもかかわらず、**残置物がある場合は工事に着手できないことがあります。**

特に布団、茶碗等の瀬戸物、生ごみが残っているため、工事に着手できない場合があります。
※残置物は危険のない範囲で撤去してください。

残置物がある場合は、工事に着手できないことがあります

公費解体の申請が受理されたら、工事が始まるまでに建物内の残置物の撤去をお願いします。残置物を取り出せる状況にもかかわらず、残ったままの場合は工事に着手できないことがあります。

特に布団、茶碗等の瀬戸物、生ごみが残っているため、工事に着手できない場合があります。
※残置物は危険のない範囲で撤去してください。

出典：残置物撤去のお願い（珠洲市ホームページ）

<事例⑯>令和6年能登半島地震における家財搬出・運搬・保管サービス事例

石川県では、被災家屋の家財の取り出しに伴う搬出・運搬・一時保管を行う有償サービスを周知した。また、ボランティア部局と連携し高齢等の理由で家財の取り出しができない方に対応した。

会社名	連絡先
赤帽石川県軽自動車運送協同組合 赤帽石川県本部	住所：金沢市古府3-150-2 電話：(076)240-7121
株式会社引越センター 石川支社	住所：金沢市千本町167-1 電話：(076)258-7004
セカンドライフ㈱	住所：金沢市露出町638-3 電話：(076)216-7244
大協運送㈱	住所：能美市大浜町762 電話：(0761)55-0321
野々市運輸機工㈱	住所：石川県金沢市湊1-55-23 電話：(076)238-7077

(令和7年1月8日現在 五十音順)

出典：家財搬出・運搬・保管サービス事業者（有償）のご紹介（石川県ホームページ）

<事例⑰>東日本大震災の仙台市における共有者等の解体の意向確認

単独所有の場合は、願出者が所有者であることを確認すれば足りるが、共有（区分所有を含む。以下同じ。）の場合は、願出者以外の所有者の意向確認が必要となる。また、共有ではないが、所有者が死亡したものの、所有権の相続手続が完了していない場合も同様の問題が生じる。

共有の場合や相続手続が未完了の場合、願出者以外の共有者又は相続人全員から解体の同意を得る必要があるが、様々な事情で共有者等の意向が確認できない場合がある。例えば、消息不明の共有者等がいる場合や願出者と他の共有者等が疎遠な場合などである。相続の場合は、相続が生じた時期が相当以前で、時間の経過により相続権を有するものが多数に及び、全員の同意を得ることが非常に困難になることがある。

なお、家屋という重要な財産の解体であるため、所有者の解体の意向確認は、厳密に行う必要があるが、徹底してしまうと倒壊の恐れのある家屋を結果として放置してしまうこととなる。そこで、所有者全員の解体の意向確認ができない場合であっても、確認ができない事情や家屋の状況等を勘案してやむを得ないと判断したときは、所有権に関する問題が生じても、願出者が責任を持って対応する旨の申出書の提出を受けることにより、受付を行うこととした。

出典：「東日本大震災における 震災廃棄物処理の記録」（平成28年3月、仙台市環境